

生物資源利用における 企業等への支援の取組み

シンポジウム:「原材料の調達における生物多様性への配慮」
2015年6月30日

一般財団法人 バイオインダストリー協会 (JBA)

生物資源総合研究所

炭田 精造

目次

1. 生物多様性条約のABSルール
2. 企業等への支援の取組み

生物多様性条約 (CBD)

1993年12月29日発効

3つの目的

1. 生物多様性の保全
2. その構成要素の持続可能な利用
3. 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 (ABS) [経済的性質を持つ]

JBAと生物多様性の関係

1990: 通産省と産業界・学界の対話が始まる

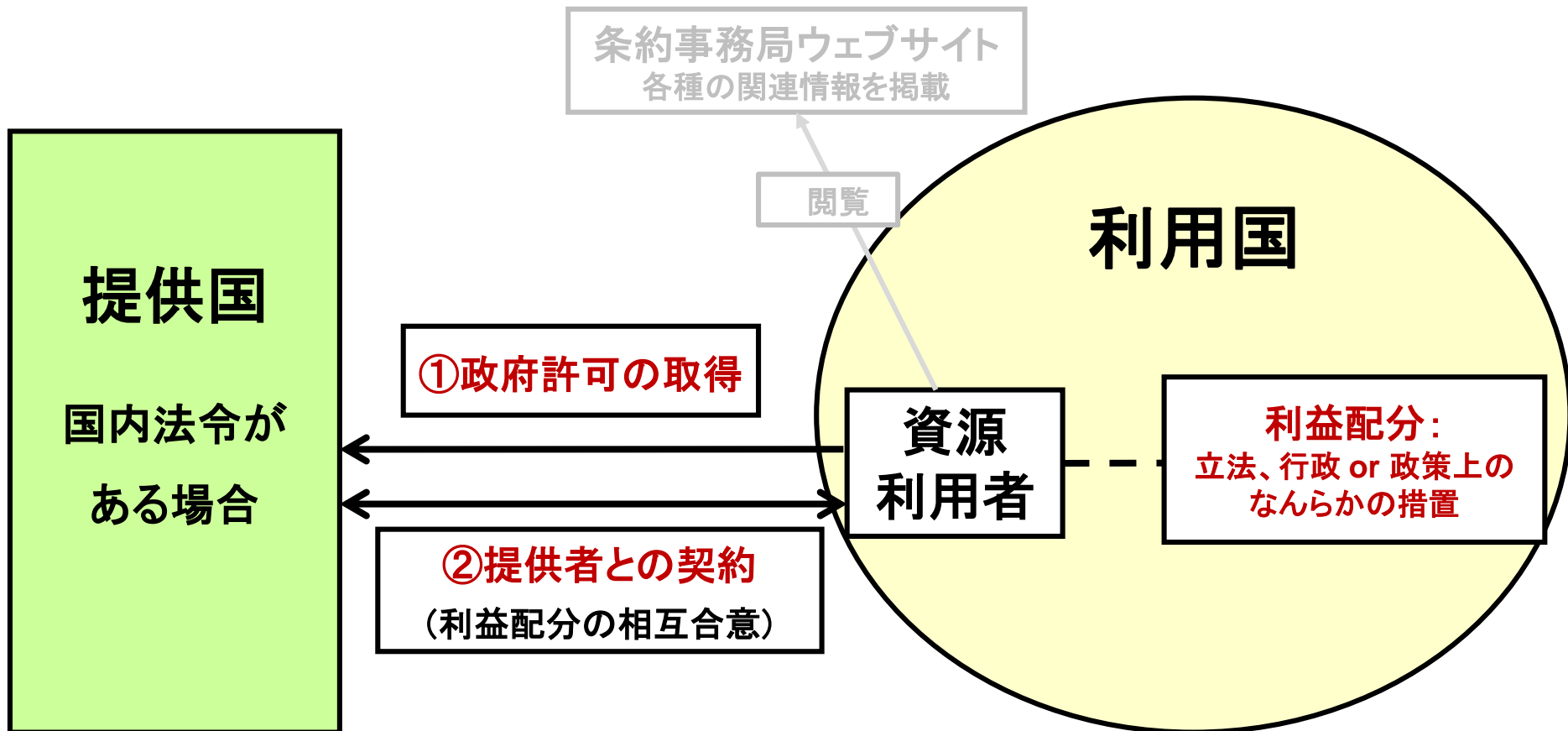
1991: アジア関連の基礎調査を通産省から受託

1993～2002: 「**生物多様性の保全と持続可能な利用に関する研究協力**」を実施(通産省、NEDO&JBA)

日本、タイ、インドネシア、マレーシアから延べ591名が参加。この時に築いた①相互理解、②信頼関係、③人脈形成、がその後に来るABS活動の基礎となった。

1. 生物多様性条約のABSルール

第15条「遺伝資源へのアクセス」 原則のみを規定



2002年 ボン・ガイドラインを CBD-COP6で採択

- ABS原則の実施を容易にするための任意の指針。
- 行政官(国内法令の策定)、資源提供者、資源利用者(契約交渉)等のための多目的指針。



2002-2004

**ボン・ガイドラインの
国内普及活動**

自発的遵守を全国規模で推奨

企業、研究者からの反応

- 「そもそも、提供国の国内法令に関する情報が欠落している。その状況下で、ABS原則の遵守のみを強調されると、海外資源の研究や利用から手を引かざるを得ない気分だ。」
- 「ボン・ガイドラインは、資源利用者が直面する問題の解決には応えてくれない。」

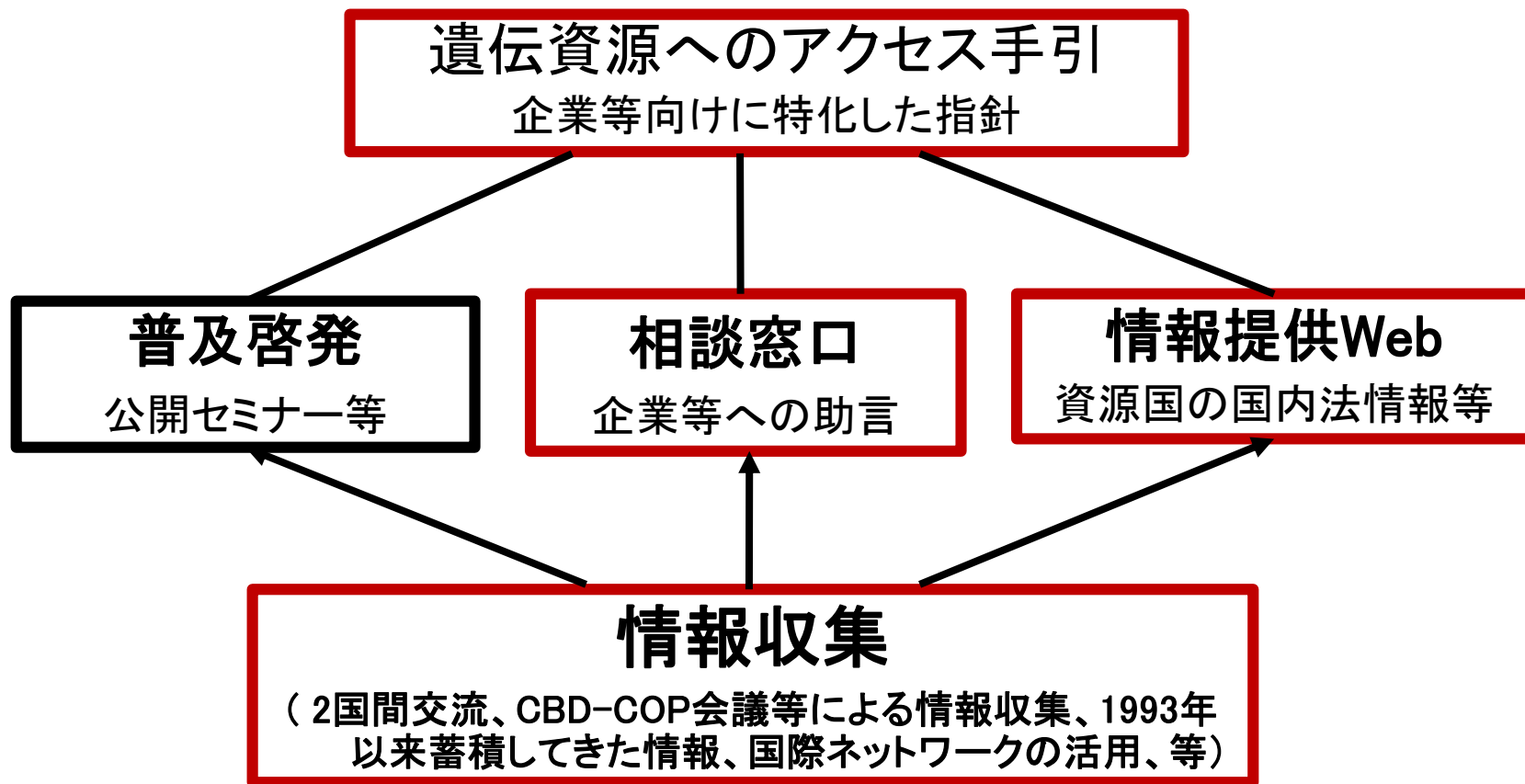
得られた教訓

1. 「ボン・ガイドライン」を単純に推奨するだけでは、産業活動や研究の阻害という弊害が出かねない。
2. 「ボン・ガイドライン」と併せて、企業や研究者が直面する「問題解決に役立つ現実的ツール」を提供せねばならない。

これが「企業等への支援ツールの開発」へとつながった。

2. 企業等への支援の取組み

「指針」と「支援ツール」システム



2005

**「遺伝資源への
アクセス手引」の作成
(経産省&JBA)**

**企業等向けに特化
ボン・ガイドラインに整合**



「遺伝資源へのアクセス手引」の要点

提供者

提供国

遺伝資源等の移転

利用者

利用国(日本)

資源利用者の責任:

①提供国に法令がある場合:

法令に従い政府の許可を取得し、提供者と利益配分を含む契約を締結する。

②提供国に法令がない場合:

条約とボン・ガイドラインの原則を念頭に置いて、提供者と契約を締結する。

情報提供 Website

http://mabs.jp/

生物資源へのアクセスと利益配分 - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 検索 お気に入り

アドレス http://www.mabs.jp/

JBA 財団法人バイオインダストリー協会

menu

- ご挨拶
- CBD関連国際情報
- タイ
- ラオス
- インドネシア
- フィリピン
- ベトナム
- マレーシア
- ミャンマー
- New オーストラリア
- New モンゴル
- CBD関連国際情報
- 生物多様性条約
- ボンガイドライン
- New 国際会議報告
- 国際会議スケジュール
- JBA情報
- New お知らせ
- JBA活動報告
- New 委託事業報告書
- リンク集
- コンタクト

財団法人バイオインダストリー協会は、生物多様性条約の締約国会議や作業部会等に専門家を派遣し、遺伝資源へのアクセスや利益配分に係る議論に参加しています。国内では、海外遺伝資源へのアクセスに関心をもつ企業や研究者を対象に、生物多様性条約にもとづいた海外遺伝資源へのアクセス等に関するセミナー、シンポジウムなどの各種普及活動を実施しています。また、当協会は、海外諸国、特に東南アジアにおける法令や規制制度について調査しています。さらに最近では、和約財産権と生物多様性条約との間の国際的議論についても調査しております。このホームページでは、これらの活動結果を報告するとともに、経済産業省委託事業として当協会が行なった「生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業」の報告書も公開しています。

生物資源へのアクセスと利益配分
- 企業のためのガイド -

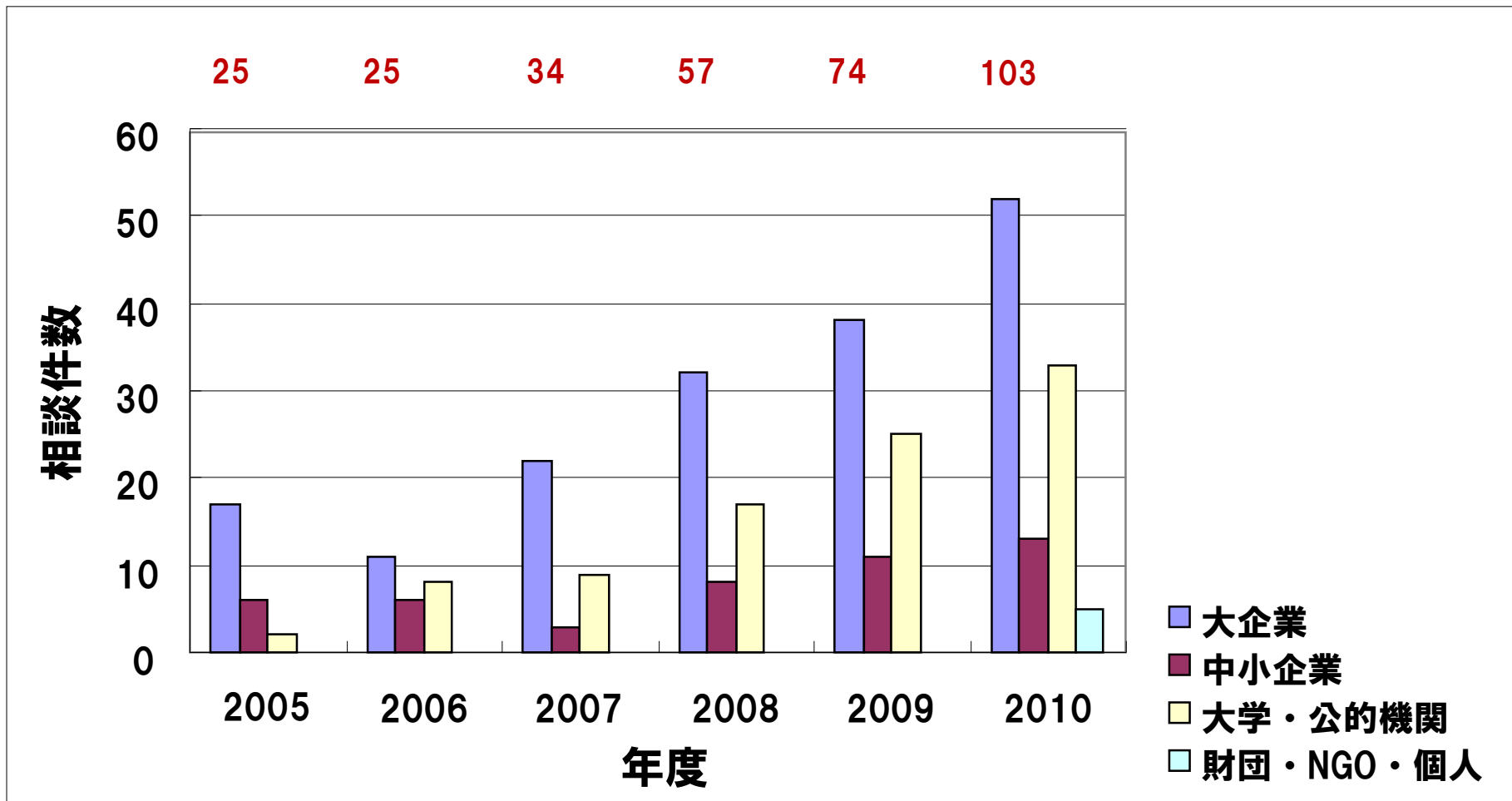
→ 海外の遺伝資源へのアクセスに関する相談窓口

Copyright(C) 1998-2006 Japan Biaindustry Association. All Rights Reserved.

インターネット

スタート 生物資源へのアクセス... 受信トレイ - Outlook ... 11:09

相談窓口（無料、守秘）



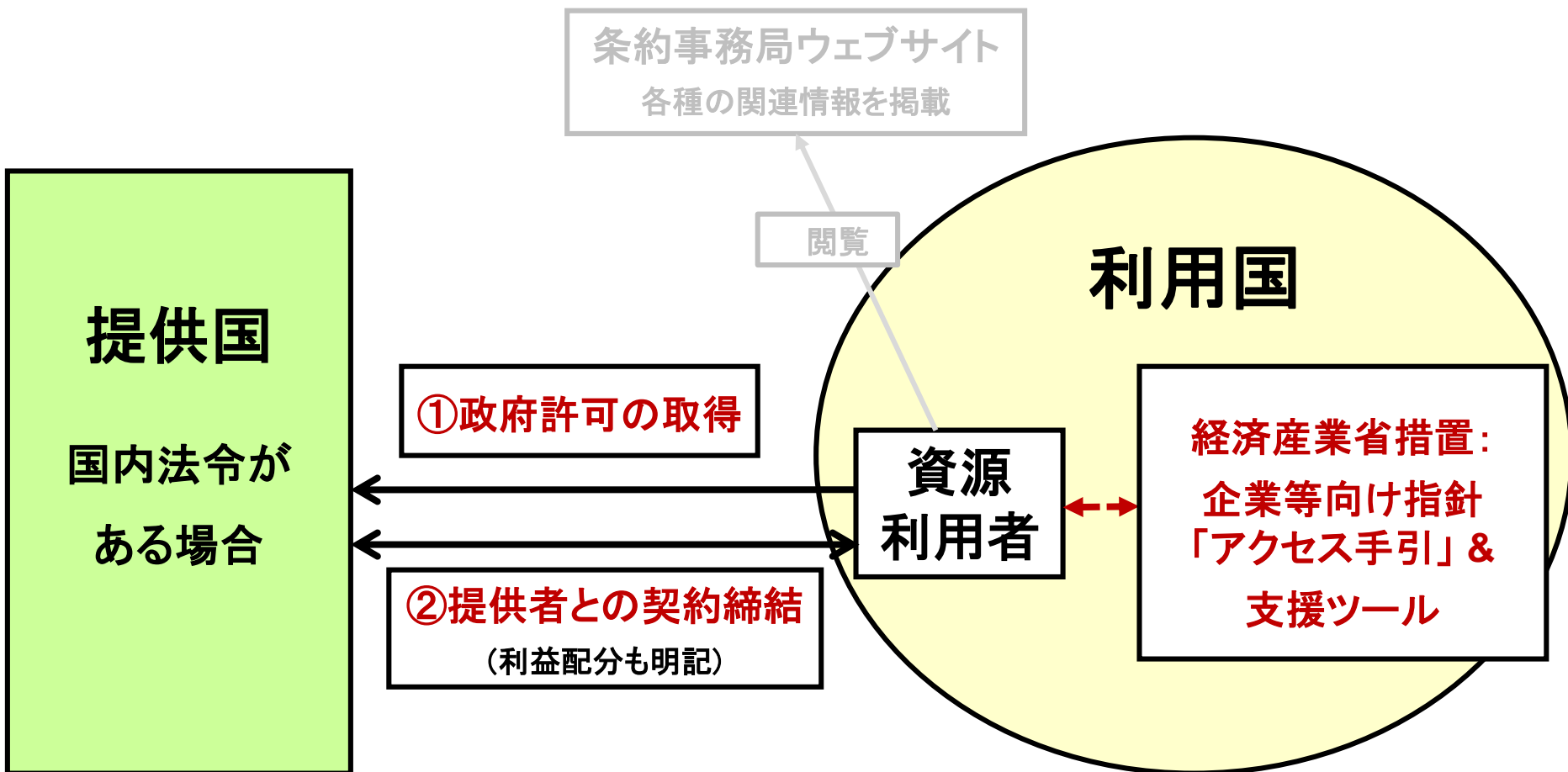
情報収集（「2国間交流」の例）

相手国政府の担当官を現地訪問 or
日本に招聘して国内法令等につき情報交換

（相手国の例）

インド、インドネシア、オーストラリア、カナダ、韓国、カンボディア、シンガポール、タイ、中国、ニュージーランド、ネパール、ブータン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル他（16カ国以上）

「アクセス手引」は利用国措置



2005 ～ 現在

2005年から現在まで、「手引 & 支援ツール」システムを継続して実施。(世界を先駆)

名古屋議定書の採択後、議定書を踏まえて「手引」を改訂(2012)。また、過去10年の経験をとりにみアップデート(例、Q & As)。

今後、本格的な名古屋議定書時代に備えて、「さらに進化した支援ツール」の開発が必要。

「相談窓口」

どなたでも気軽にご利用下さい。

バイオインダストリー協会・生物資源総合研究所

コンタクト:

Tel: 03-5541-2731(井上、野崎)

<http://www.mabs.jp/aboutus/contact.html>

「生物遺伝資源へのアクセスと利益配分 －生物多様性条約の課題－」

(財) バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所 (監修)
磯崎博司・炭田精造・渡辺順子・田上麻衣子・安藤勝彦 (編)

本書は生物多様性条約の基礎知識、名古屋議定書の締結に至る経緯などABSの主要論点を凝縮しており、企業や研究者の必読書である。

信山社より発売中



ご清聴ありがとうございました。